

中国簿記の研究

—増減記帳法の原理と構造—

九州大学教授 服部 俊治編著

同文館

〈著者紹介〉（執筆順）

- 西村 明（九州大学）
〔第Ⅰ部第1章・第3章・第4章；第Ⅱ部第6章担当〕
- 服部 俊治（九州大学）
〔第Ⅰ部第2章；第Ⅱ部第2章担当〕
- 馬場 克三（広島修道大学）
〔第Ⅱ部第1章担当〕
- 平井 孝治（九州大学）
〔第Ⅱ部第3章担当〕
- 藤田 昌也（九州大学）
〔第Ⅱ部第4章担当〕
- 山口 稲生（西南学院大学）
〔第Ⅱ部第5章担当〕

《検印省略》
略称—中国簿記

昭和55年6月5日 初版発行

中國簿記の研究

—増減記帳法の原理と構造—

編著者 服 部 俊 治

発行者 中 島 朝 彦

発行所 同 文 館 出 版 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町 1-41 〒101

電話(東京)294-1801~6 振替東京 0-42935

© T. HATTORI

印刷：ケイ・エム・エス

製本：ケイ・エム・エス

Printed in Japan 1980

まえがき

本書は、簿記理論の一歩前進のための方向を探るという観点から、中国社会主義革命が企業会計の分野に生みだした新生事物の一つである「増減記帳法」という新しい複式簿記法に注目し、その紹介と解説をかねて、これに若干の理論的考察を試みた小論集である。

中国における現行簿記法の研究のための主要な資料として、本書の冒頭に掲げた、集思編著『談増減記帳法』（中国財政経済出版社刊、1966年）は、今までのところ、増減記帳法について、これを体系的に解説した理論書としては唯一の文献である。これによって、われわれは、中国社会主義社会における複式簿記法の具体的内容を知ることができるだけでなく、簿記理論構成の方法について貴重な知見を得ることができると考えている。

外国文献の紹介と論評が日々山をなしているわが国会計学界の現状のなかで、中国の企業会計に関する研究論文が皆無に等しい状況にあるということは、それなりに理由があつてのことであろうとは思われるが、それにしても不可解な一つの現象である。研究に値するだけの内容をもたないとでも考えられているのだろうか。

もっとも、本書における中国複式簿記法の研究は、その紹介以上にできるものではなく、本格的な研究はこれからである。しかし、今日的な現代中国簿記の研究状況のなかでは、これは、これなりに一定の意義をもっていると思っている。その意味で本書が簿記理論に関心のある研究者のための資料の一つになるとすれば幸いである。

「談増減記帳法」の原本は、馬場克三教授が1966年訪中の折に入手されたもので、その骨格は、すでに馬場克三監訳『増減記帳法』として、その論評とともに発表されている。なお、この原本は現在では中国でも入手不可能な貴重書となっているが、今回の完訳にあたり貴重な資料をご貸与いただいたことに感

(2) まえがき

謝し、また翻訳にあたっては中国国際書店のご好意をもいただいたことに厚くお礼を申上げたい。さらに、本書の刊行を快く引受け多大のお世話をいただいた同文館の武井隆男氏、松元司氏にこの場をかりて謝意を表しておきたい。

1980年4月

編 者

財務公開制度の研究	西 村 明 著 A5判・3000円
大企業会計史の研究	高 醒 寺 翁 貞 男 聰 著 A5判・2800円
日本・銀行会計制度史 (増補版)	片 野 一 郎 著 A5判・2500円
会 計 生 成 史	岸 悅 三 著 A5判・3900円
リトルトン会計発達史 (増補版)	片 野 一 郎 訳 A5判・5000円
日 本 簿 記 史 談	西 川 孝治郎 著 A5判・3000円

同 文 館

目 次

第Ⅰ部 中国の会計制度

第1章 集思 編著『増減記帳法論』(訳)――――――――――――――――――――――	3
凡　例.....	3
訳　者　序.....	4
編集者の言葉.....	5
目　次.....	6
第1章　記帳方法の概念と意義.....	7
第2章　現行の主要な記帳方法についての簡約な分析.....	9
第3章　増減記帳法の理論的根拠.....	17
第4章　増減記帳法の具体的な仕方.....	23
第5章　増減記帳法を実施するうえでのいくつかの問題.....	44
付　録　増減記帳法の応用実例.....	53
訳者解説.....	73
参考文献.....	85
第2章　中国における簿記法――――――――――――――――――――――――	87
第1節　はじめに.....	87
第2節　簿記の対象と方法.....	88
第3節　現金収支記帳法.....	93
第4節　現金・実物収支記帳法.....	104
第5節　財産収支記帳法.....	113

(4) 目 次

第3章 『会計職員職権条例』(訳)	121
国務院の『会計職員職権条例』を公布することに関する通知	121
会計職員職権条例	122
第一章 総 則	122
第二章 工作の職務責任	123
第三章 工作権限	125
第四章 総会計担当者(総会計師)	126
第五章 技術職名	127
第六章 任免賞罰	127
第七章 付 則	128
会計工作を強める有力な武器	128
第4章 中国における会計制度	133
—財務会計機構の整頓と『会計職員職権条例』—	
第1節 四つの現代化と企業管理の整頓	133
第2節 財務会計機構整備の要請	135
第3節 『会計職員職権条例』の内容	139
第4節 ま と め	141
第II部 増減記帳法の研究	
第1章 「増減記帳法」小論	147
第1節 はじめに	147
第2節 増減記帳法の特徴	148
第3節 二重分類構造と数量計算・価値計算	150
第4節 ま と め	153
第2章 増減記帳法の計理構造	155

目 次 (5)

第1節 はじめに	155
第2節 増減記帳法の構造	155
第3節 増減記帳法と収支式簿記	159
第4節 複式簿記の体系と増減記帳法	161
第3章 複式（貸借・増減）簿記の数理的検討	167
第1節 増減記帳法と資金運動法則	167
第2節 各取引の仕訳様式の一提案	169
第3節 元帳形式と減算の表し方	171
第4節 検算と両簿記の総括的比較	173
第4章 増減記帳法における減価償却の特徴	177
第1節 減価償却基金をめぐる問題	177
第2節 減価償却と社会的再生産	179
第3節 増減記帳法と「供給制」	188
第5章 増減記帳法と損益計算	193
—貸借複式簿記との対比において—	
第1節 はじめに	193
第2節 貸借複式簿記と損益計算	193
第3節 増減記帳法と損益計算	198
第4節 まとめ	202
第6章 中国会計制度の発達と増減記帳法	205
第1節 社会主義建設の始まりと貸借簿記の継承・導入	205
第2節 大躍進・整風運動と会計改革運動	209
第3節 増減記帳法の形成と展開	213
第4節 まとめ	218

第Ⅰ部　中国の会計制度

第1章 集思 編著『増減記帳法論』(訳)

凡　　例

1. 本章は、集思 編著『談増減記帳法』中国財政經濟出版社、1966年1月刊の全訳である。
2. 原書のなかの原文は〈 〉でかこみ、読者の便宜を考慮して訳者が付した訳注は（ ）でかこんだ。
3. 帳戸は帳簿と訳しているが、*ledger account* の意味であり、勘定としたほうがよいかもしれないが、増減記帳法における帳簿組織との関連で、帳簿（勘定）とした。
4. 応收款、応付款は、未払い、受取り決済がいまだ行われていないもので、応收款は、未収金、売掛金、仮払金を指し、応付款は、未払金、買掛金、仮受金を指す。この二つの勘定科目的各々を総称する言葉がないので、応收款は運用系経過勘定として、その場合場合にしたがって、カッコを付して具体的な内容を示した。たとえば、運用系経過勘定（未収金）のように。同様に、応付款は源泉系経過勘定とした。
5. 財産過多は、財産を棚卸して帳簿在高以上に実際高がある場合で、財産評価益と訳した。
6. 銀行借款を銀行借入金と訳したが、これは長期借入金という意味ではなく、銀行当座借越勘定を含むものである。つまり、人民銀行を媒介とする日常的な貸借決済をも意味している。
7. 商品進銷差価は商品仕入・売上価格差額と直訳したが、これは日本における売上利益ではなく、商品の購入の際にあらかじめ利益を口別計算するものである。それゆえ、見積的な販売益である。この点については、訳文のあとに付した訳者の解説を参考にしていただきたい。
8. なお現金収支記帳法と財産収支記帳法については、訳者が解説を付しておいたので、参考にしていただきたい。

訳 者 序

なお、本書については、馬場克三教授の監訳のもとで九州大学徳永正二郎助教授が翻訳されたものがすでに発表されている（「増減記帳法」『企業会計』中央経済社、1967年12月号、113頁以下、1968年1月号、145頁以下、2月号、95頁以下、馬場克三「中国の新しい簿記『増減記帳法』について」九州大学経済学部『四十周年記念経済学論文集』、53頁以下、「中国の新しい簿記『増減記帳法』の記帳実例」『経済学研究』第33巻第2号、61頁以下参照）。このたびの本書の訳文の作成にあたっては、これらの論文を参考にさせていただいた。両氏にとくに記して、謝意のしるししたい。

最後に、本書原文において仕訳例等で誤植と思われる点が2,3ヶ所あったので、中国財政経済出版社に問い合わせたところ、中国国际書店を通じて懇切丁寧な訂正の御返事を頂戴した。翻訳では、その訂正したものにしたがった。この中国国际書店の御配慮に対して心から感謝の意を表わしたい。

1980年3月

西 村 明

編集者の言葉

記帳方法の改革は、会計計算活動を革命化するまでの重要な侧面であり、また広範な企業と会計工作者が非常に関心をいだいている問題でもある。1964年、商業部(省)は、社会主義中国成立以後の商業企業における会計計算活動の経験を総括することを基礎にして、それぞれの記帳方法のすぐれた点を攝取し、一つの新しい記帳法——増減記帳法——を設け、1965年の第2・四半期から試験的に行い、徐々におしひろげるなかで、すでにそれがかなりすばらしい成果をおさめていることを知った。1966年から、全国の商業単位において実施されることになるであろう。これは、会計計算活動上の一つの重大な改革であり、社会主義会計計算理論と会計計算方法をうちたて、発展させ、会計活動を一層立派にプロレタリアートの政治と経済に奉仕させるうえで非常に重要な意味をもっている。われわれは、広範な会計工作者とともに、このような記帳方法の内容を詳細に研究し、さらに進んでこの方法のやり方を研究し、それを徐々に健全なものにし、完全なものにするために、活動と学習の過程におけるさしあたっての経験をこの小冊子にまとめ、すべての人の活動と研究における参考に供したい。われわれの水準はかぎられているし、適当でないところがあるのも免れがたいので、読者が批評し、指導して下さることを希望する。

目 次

第1章 記帳方法の概念と意義	(7)
第1節 記帳方法の概念.....	(7)
第2節 記帳方法の位置と作用.....	(7)
第2章 現行の主要な記帳方法についての簡約な分析.....	(9)
第1節 貸借記帳法.....	(10)
第2節 現金収支記帳法.....	(12)
第3節 財産収支記帳法.....	(16)
第3章 増減記帳法の理論的根拠	(17)
第1節 増減記帳法を設けるうえでの起点と主要な根拠.....	(17)
第2節 増減記帳法がとる基本形式と要点.....	(20)
第4章 増減記帳法の具体的な仕方	(23)
第1節 会計科目の設置と分類.....	(24)
第2節 記帳公式と記帳規則の応用.....	(26)
第3節 伝票の作成と検証.....	(28)
第4節 帳簿様式・決算試算方法.....	(39)
第5章 増減記帳法を実施するうえでのいくつかの問題.....	(44)
第1節 増減記帳法の主な長所.....	(44)
第2節 いくつかの主要な問題についての見方.....	(46)
付 錄 増減記帳法の応用実例	(53)

第1章 記帳方法の概念と意義

第1節 記帳方法の概念

記帳方法は、会計計算の一つの重要な側面である。これは、一定の原理と規則にもとづき、一定の計量単位をとって文字と数字を用いて経済業務活動を記載する専門的な方法である。記帳方法は、一般に、単式記帳法と複式記帳法の2種類に分けることができる。いわゆる単式記帳法は、一つの数字をもって一つの帳簿に経済業務の一側面を記載する方法である。またこの場合には、それぞれの経済活動は一つの帳簿に記入されるだけであって、二つの帳簿には記入されない。たとえば、わが国のも最も古い簿記は、現金数元(円)でもって商品を買い入れるという取引については、現金帳簿にのみ「商品数元購入」という一筆を記入するだけである。この方法は、今日企業においてほとんどわずかしか採用されていない。それに対して、いわゆる複式記帳法は、同一数字をもって同時に二つ(あるいは二つ以上)のおたがいに関連している帳簿(勘定)に記入し、一つの経済事項の2側面を反映するものである。たとえば、甲から100元を受け取ると、一面では甲帳簿(勘定)に甲100元借入金と記入し、同時に現金あるいは預金帳簿(勘定)に収入100元と記載する。複式記帳法は、その採用する方法が異なることから、「貸借記帳法」と「収支記帳法」との二つに分けることができる。最近、わが国の会計計算には、「増減記帳法」と「財産収支記帳法」とが現われた。これらの方法は、なお、準備・研究・試行の段階にあるので、全く完全なものであるとはいえない。しかし、これらの新しい記帳法の出現は、わが国会計計算活動が共産党と毛主席の英明な指導のもとに革命化の道にそって前進していることを示している。

第2節 記帳方法の位置と作用

記帳方法は、会計計算の実際活動のなかで非常に重要な位置を占めている。周知の通り、会計計算の任務は、日常の会計計算活動を通じて実現されるもの

である。日常の会計計算活動において、伝票の作成、記帳、報告表作成などのいくつかの面にはかならないのであるが、これらの面は、記帳方法に密接に関連している。たとえば、伝票作成はただ経済事項の初步的な整理にすぎないのであり、さらに一步進んで必ず（経済事項を）帳簿に記入しなければならない。したがって、伝票の様式と作成方法は、記帳方法の要求と合致しなければならない。そうでなければ、記帳するすべがないのである。帳簿（勘定）の設置と分類、記帳、帳簿決算に至っては、なおさら記帳方法と切り離すことはできないのである。

記帳方法は単に技術的な問題ではない。それは、一定の政治目的と経済利益に奉仕するものであり、したがって、それは一定の階級性をもっているのである。資本主義制度のもとでは、会計計算は、資本家が生産と経済情況を隠蔽し、勤労人民をあざむき、搾取する道具であり、資本主義生産関係の一つの反映である。社会主义制度のもとでは、会計計算は、共産党と国家が企業を管理する道具である。つまり、このことは国家財産を立派に管理し、企業が経営管理を改善し、経済計算を強めることを促すように、会計計算を通じて企業の経営情況、財務情況と財産変化などの情況を客観的に反映することを意味しているのである。それゆえ、記帳方法は、社会主义会計計算のなかでつぎのような基本的役割を果たさなければならない。

1 会計資料の真実性と信頼性を保証すること

社会主义経済では、業務情況はきわめて複雑である。これらの錯綜した、複雑で、つねに変動している業務活動を系統的に整理し、反映することは、会計計算活動の主要な任務である。この任務を実現しようとすれば、必ず記帳方法のたすけをかりなければならない。換言すれば、とりわけ一定の記帳方法を採用し、それを事実に即して整理、記入しなければならない。業務活動の情況があるように、帳簿（勘定）記録もそれにそったものでなければならず、少しもゆがめてはならない。ただ正しく記入されてはじめて、会計資料を確実で、依拠できるものにし、会計資料の真実性と信頼性を保証しうるのである。これは会